

盛岡広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年2月27日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 普代小屋瀬線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡葛巻町江刈第37地割字畑61番5地先内	新	m 15.1～6.3	m 22.0
	旧	12.7～6.3	22.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 令和8年2月27日から同年3月27日まで